

生衛さが

【編集・発行】

公益財団法人
佐賀県生活衛生営業指導センター
佐賀市白山一丁目2-13
諸永ビル3階
0952-25-1432
URL <http://www.seiei.or.jp/saga/>

災害対策特集

令和元年7月に鳥栖地区を中心に発生した豪雨災害や令和元年佐賀豪雨災害による被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回は、浸水被害に遭われた皆様が衛生面でご注意頂きたいことや(株)日本政策金融公庫の「災害貸付」更には特に著しい被害を受けた武雄市と大町町の小規模事業者等の方を対象とした特別措置及び「佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金」に関する情報を特集して掲載しました。

今後このような災害が起こらないことを願いながら、災害時の衛生対策や資金支援の一つとして少しでもお役に立てば幸いです。



清掃作業をされる方へ

清掃作業時に 注意してください

①傷口からの感染



- 予防策**
- ・丈夫な手袋や底の厚い靴などを着用
 - ・長袖など肌の見えない服装を着用

ケガをした場合

傷口を流水で洗浄し、消毒しましょう。

特に深い傷や汚れた傷は破傷風※になる場合があるため、医師に相談をしましょう。

※ 破傷風は傷口に破傷風菌が入り込んでおこる感染症で、医療機関で適切な治療を行わないと死亡することもある病気です。

②土ほこりへの対応

土ほこりが目に入って結膜炎なったり、口から入ってのどや肺に炎症を起こすこともありますので、目や口を保護することが重要です。

- 予防策**
- ・ゴーグル・マスクを着用
 - ・作業後には手洗い

目に異物が入った場合

目を洗浄しても、充血が起きている場合などは医師に相談をしましょう。



厚生労働省

浸水した家屋を清掃される方へ

感染症予防のためには
**清掃と乾燥が
最も重要です**

屋外※では消毒は原則不要です

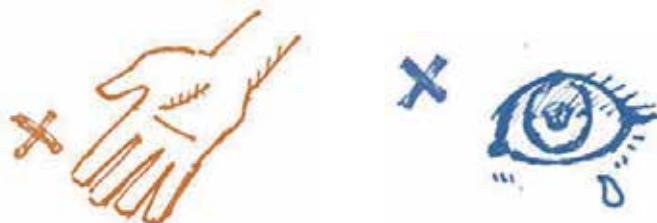
※特に床下や庭など

消石灰の取扱いに注意

**肌や目を痛めるため、
使用には十分な注意が必要です**

消石灰は、アルカリ性であり、肌や目に触れると炎症を起こします。
特に、まいた消石灰が飛散して目に入ると、大変危険です。

目に入った場合、失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い流し、医療機関を受診しましょう。



消石灰を素手で触ったり、目に入れないよう注意



厚生労働省

被災した家屋での感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html



浸水した家屋の感染症対策

浸水した家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切です！！

清掃の時の注意事項

● ドアと窓をあけて、しっかり換気

数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが発生していることがあります

● 汚泥は取り除き、しっかり乾燥

消毒薬は、汚れを取りのぞいた上で使用しましょう

● 清掃中のケガ予防に手袋を着用

● ほこりを吸わないようにマスクを着用

● 清掃が終わったらしっかり手洗い

主な消毒方法について

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。
使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤でも可)	0.02%に希釈する ①食器用洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法



食中毒予防のために!

～避難生活を過ごされる方へ～



気温が高くなつてくると、

- ✓ 食べ物が腐りやすくなります！
- ✓ 食中毒が起きやすくなります！

抵抗力が弱い方は重症化することもあるので、
しっかり防ぐことが大切です！



食中毒を起こさないために

- 避難所などでは、出された食事はできるだけ早く食べるようしましょう。
※昼に出された食事を夜まで取つておかないようにしましょう。
- 調理や配付、食事の前には、よく手を洗いましょう。
※水が十分に確保できない場合には、ウェットティッシュ等を活用しましょう。
- 下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配付をおこなわないようにしましょう。
- 食品を保存する際は、風通しの良い、日の当たらない場所に保存するようにしましょう。
※開封した食品は、保存せずにその場で食べましょう。



体調が悪くなつたら、すぐに医師の診察を！

災害貸付

日本政策金融公庫国民生活事業では、令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けたみなさまを対象とした「災害貸付」をお取扱いしています。

災害貸付 概要

	普通貸付・特別貸付	生活衛生貸付
ご利用 いただける方	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等（以下「組合等」という。）で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方 2 前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方 3 前1、2に該当する方の営業復旧・再開のため共同購入事業を行う組合等
資金の お使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	1 被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金 2 被災した生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
ご融資 限度額	各融資制度のご融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額
ご返済期間	普通貸付：10年以内[うち据置期間2年以内] 特別貸付：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間は各融資制度に定められた期間内]	運転資金：10年以内[うち据置期間は各融資制度に定められた期間内] 設備資金：各融資制度に定められたご返済期間内[うち据置期間2年以内]
利率(年)	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率
担保・保証人	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	

※ ご返済期間などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客様のご希望に沿えない場合があります。

くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

株式会社日本政策金融公庫佐賀支店

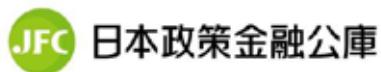
〒840-0816

佐賀市駅南本町4-21

TEL: 0952-22-3342

FAX: 0952-26-9736

ニュースリリース



2019年10月11日
株式会社日本政策金融公庫
佐賀支店

**令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた
中小企業者等の皆さまに対する特別措置について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、既に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しておりますが、10月11日付で、特に著しい被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始しました。

日本公庫は、このたびの大雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

【特別措置の内容】

対象者	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた 佐賀県武雄市及び杵島郡大町町の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等 であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
具体的な措置内容	<p>① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ</p> <p>② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあっては3千万円)</p>

(注)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般災害特例措置(貸付利率の引下げ)を追加実施します。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利 率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

<事業者の皆さまのお問い合わせ先>

佐賀支店	国民生活事業	TEL : 0952-22-3342
	中小企業事業	TEL : 0952-24-7224

<本リリースのお問い合わせ先> 日本政策金融公庫 佐賀支店(担当:苑田(そのだ))
〒840-0816 佐賀市駅南本町4-21 Tel:0952-22-3342

佐賀県小規模事業者再建対策事業費補助金の受付を開始します

本補助金は令和元年7月に鳥栖地区を中心に発生した豪雨災害及び令和元年佐賀豪雨災害で被害を受けた小規模事業者等に対し、経営の建て直しと事業の再建・再構築に必要な費用の一部を支援するものです。

補助金申請の受付を次のとおり行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき申請されるようご案内いたします。

概要

1. 補助対象者

県内に主たる事業所を有する小規模事業者（※）又は当該事業者がなくなると地域の小規模事業者に与える影響が大きいと商工会議所若しくは商工会が認める事業者

※小規模事業者：おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者

2. 補助対象経費

被災された事業者が経営の建て直しと事業の再建・再構築に要する設備費、什器備品費

3. 補助率、補助上限額

補助率：3分の2以内

補助上限額：25万円以内

4. 公募期間

令和元年（2019年）10月11日（金曜日）から令和元年（2019年）12月27日（金曜日）まで

（注）郵送の場合は、受付最終日の17時00分までに必着するよう提出してください。

5. 申請窓口

商工会議所又は商工会

6. 申請書類

- 1.補助金交付申請書（様式第1号）
- 2.事業者情報書（様式1-1）
- 3.補助事業計画書（様式1-2）
- 4.罹災証明書又は被災証明書の写し
- 5.誓約書

●お問い合わせ先●

最寄りの商工会議所・商工会

佐賀県産業労働部 経営支援課
(0952) 25-7182

上記書類を各1部、最寄りの商工会議所又は商工会あて提出してください。
なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることができます。